

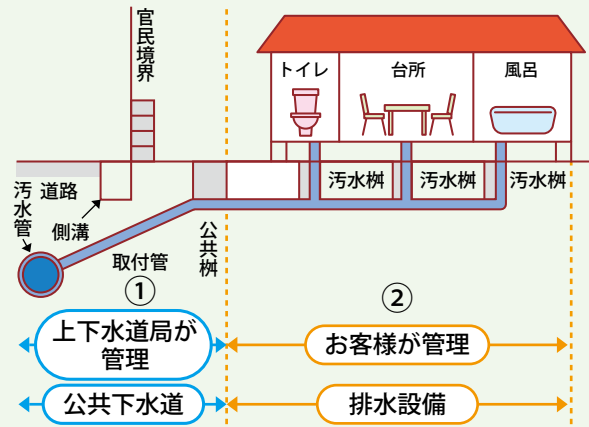
4

下水道が詰まるトラブルが発生したとき、管理区分はどのようになっているの？

下水道の管理区分は左図①上下水道局が管理する「公共下水道」、②お客様が管理する「排水設備」に分かれています。

排水設備は、建築物の所有者などが管理するものなので、不具合が生じれば、お客様の負担になります。川西市下水道排水設備指定工事店に連絡してください。

公共下水道の詰まり、または詰まり箇所が不明な場合は、下水道技術課(☎740-1222)へ。



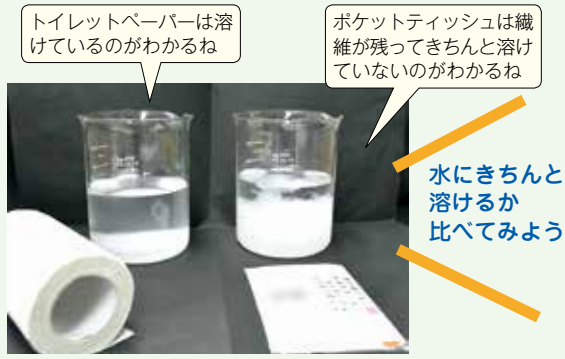
5

下水道に何でも流していいの？

下水道には何でも流していいわけではありません。

確かに水があれば、あらゆる物が流せますが、たとえ流せても、その流した物が溶けなければ、詰まる原因になります。

ティッシュペーパーや生ゴミなどの溶けないものや、油を流すと管が詰まってしまいます。流す時には、それが水に溶けるものかを十分確認してください。



6

突然、業者が訪問や電話をしてきて、水道管の洗浄が必要だと勧められたけれど、お願いした方がいいの？

上下水道局では、水道法に基づく水質基準をクリアした安全な水道水を届けているため、各家庭での給水管洗浄は必要ないと考えています。もし、水道水に赤水などがあれば、まず、上下水道局に調査を依頼してください。

中には、悪質な業者が不安をおおりに高額な浄水器を売りつけたり、不必要な水道管の交換を強要することもあります。もし、不審に思われたら、すぐに水道技術課(☎740-1264)へ。



「学校PR事業」を行いました

子どもたちに、じゃ口から出てくる「水」はどこから来て、どこへ行くのかなど、水の循環について理解を深めてもらうために、今年も5月22日から6月16日まで、上下水道局職員が、水道と下水道についての授業を行いました。子どもたちは、元気に手をあげて質問したり、実験しながら「水」について一生懸命学んでいました。これからも水の大切さを理解してもらえるように取り組んでいきます。



「まちづくり出前講座」を行っています

市では、職員が出向いて市のしくみや制度、事業内容などを説明する「まちづくり出前講座」を行っています。上下水道局でも各部門に応じた講座を準備しており、昨年度は、「川西市の雨水対策とは」の講座を実施しました。ぜひ市民の皆さんからのお申し込みをお待ちしています。

